

広島県障害者プラン及び広島県障害（児）福祉計画の統合に係る協議会の整理について

1 趣旨

第5次広島県障害者プランについては、「広島県障害者プラン（以下、本文中、「障害者プラン」という。）」「広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画（以下、「障害（児）福祉計画」という。）」を統合し、両計画の一体的な策定を行う予定としている。

この統合に伴い、両計画の策定に関わっている広島県障害者施策推進協議会及び広島県障害者自立支援協議会の役割について、次のとおり整理する。

2 各協議会の役割

(1) 広島県障害者施策推進協議会（以下、「施策推進協議会」という。）

- 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視する。
- 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。
- 都道府県は、都道府県障害者計画（現行の「障害者プラン」）を策定するに当たっては当該機関の意見を聴く必要がある。（障害者基本法第11条第5項）

(2) 広島県障害者自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）

- 地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
- 都道府県は障害（児）福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（障害者総合支援法第89条第8項及び児童福祉法第33条の22第7項）

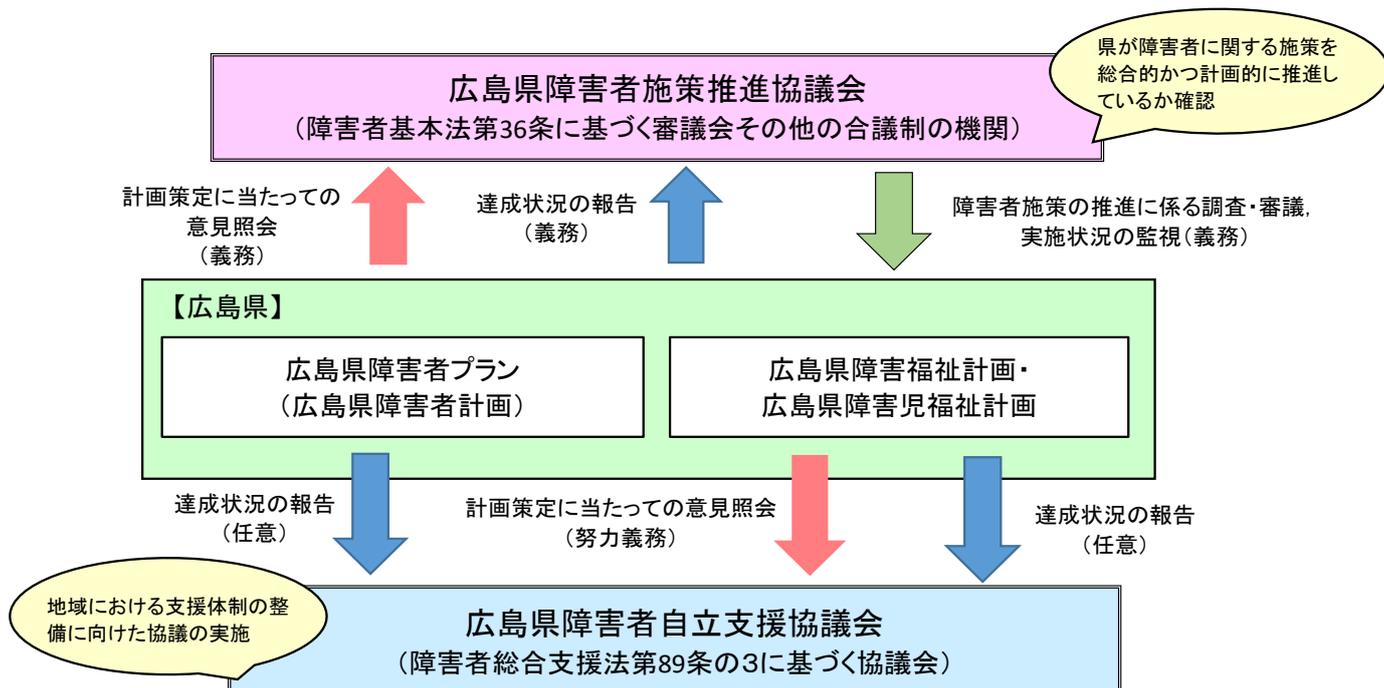
※県設置要綱においては、「県の障害福祉計画の策定及び具体化に向けた協議に関すること」が業務として整理されている。

3 計画策定に係る体制

(1) 現行の体制

施策推進協議会については、総合的な障害者施策の推進を審議・監視することを目的としているため、障害者プラン及び障害（児）福祉計画、両計画の策定に係る意見照会及び計画に係る施策の達成状況の報告を実施している。

自立支援協議会に対しては、障害者プラン及び障害福祉計画に係る施策の達成状況の報告、障害福祉計画の策定に当たっての意見照会を実施している。



(2) 次期プラン以降における体制 (案)

計画統合に当たり、計画策定に当たっての意見照会については、現行どおり施策推進協議会及び自立支援協議会に諮ることとするが、達成状況の報告は施策推進協議会のみに行う方向で整理する。

※達成状況の報告については、施策推進協議会に諮った結果を自立支援協議会にも提供する。

